

独立行政法人緑資源機構営事業（特定中山間保全整備事業）邑智西部区域

事業の概要

本事業は、江の川水系の北側に位置する島根県^{はまだし}浜田市、江津市及び邑智郡^{ごうつし}邑南町^{おおちくんおおなんちょう}を対象として、水源林造成(60.0ha)、分収育林(31.0ha)、区画整理(42.2ha)、暗渠排水(77.9ha)、客土(21.7ha)、農業用排水施設整備(23.9km)、ため池整備3ヶ所、農林業用道路8.9km、林地転換1.3ha、鳥獣害防止施設17.0kmの整備を一体的に実施するものである。

目的・必要性

邑智西部区域は、農家林家の割合が高く、林業と農業は一体となって営まれているが、林業は木材価格の低迷により、林業経営が悪化し、従事者の減少・高齢化とあいまって間伐等の遅れなど適切な管理が行われていない森林が増加し、また、農業は農業従事者の減少・高齢化等に加え、農用地整備の遅れにより耕作放棄地が増加しており、水源かん養機能等公益的機能の低下が懸念されている。

このため、森林整備や農用地整備、土地改良施設整備等を一体的に行い、農林業の振興、森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図るものである。

事業の効率性

○農業部門

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	65百万円
・営農経費の節減	42百万円
・施設改修等による維持管理費の節減	1百万円
・農道整備による営農に係る走行経費の節減	266百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	82百万円
・農道整備による一般走行経費の節減	58百万円
・安全施設の設置による安全性の向上	4百万円
・既設道路の付け替え等による現況施設の機能の維持保全	16百万円
・環境に配慮した施設の整備による生態系の保全	7百万円
計	539百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		9,391百万円	
効用		539百万円	
廃用損失額		114百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		48年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.04914	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	10,845百万円	
費用便益比	= /	1.15	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は緑資源機構法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

○林業部門

効用（総便益額）

・森林整備による水源かん養便益	390百万円
・森林整備による山地保全便益	123百万円
・森林整備による環境保全便益	160百万円
・森林整備及び林道整備による木材生産等便益	672百万円
・林道整備による森林整備経費縮減等便益	431百万円
・林道整備による一般交通便益	928百万円
・林道整備による森林の総合利用便益	20百万円
・林道整備による災害等軽減便益	5百万円
・その他の便益	156百万円
計	2,886百万円

（費用便益費の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総費用		2,200百万円	
総便益		2,886百万円	
費用便益費	= /	1.31	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため総便益の算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は緑資源機構法に基づく法手続を経て確定するため現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業の実施により、森林整備や農用地整備及び土地改良施設整備等を一体的に行うことによって、林業部門においては、水源かん養機能の向上（約390百万円相当）、木材生産の維持増進（約672百万円相当）や森林整備の促進（約431百万円相当）などが図られる。また、農業部門においては、農業生産の向上（年間約65百万円相当）、営農経費の節減（年間約42百万円相当）、営農に係る走行経費の節減（年間約266百万円相当）などが図られる。

日程・手続

平成18年度中に、緑資源機構法に基づく事業実施計画案の公表等の手続が開始される予定である。

事業に対する決議

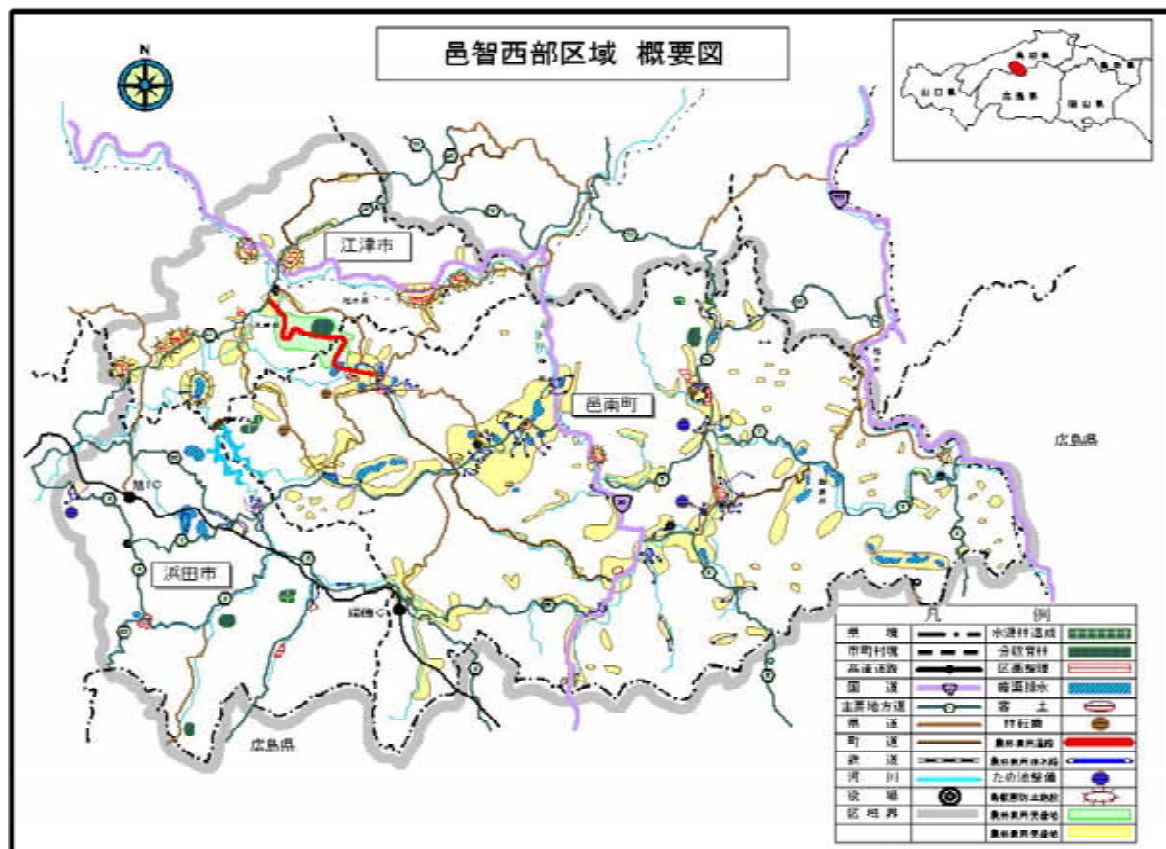
平成18年8月に県及び関係市町からなる「邑智西部地域特定中山間保全整備事業推進協議会」において、平成19年度新規着工要求することを決議している。

評価担当部局

農村振興局、林野庁

概要図

1. 受益面積	3,168ha（農業受益2,530ha、林業受益638ha）		
2. 受益者数	4,585人（農業受益者4,492人、林業受益者93人）		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
			農業部門 林業部門
	水源林造成	60.0ha	- 183百万円
	分収育林	31.0ha	- 32百万円
	区画整理	42.2ha	940百万円 -
	暗渠排水	77.9ha	338百万円 -
	客土	21.7ha	190百万円 -
	農業用排水施設整備	23.9km	776百万円 -
	ため池整備	3ヶ所	72百万円 -
	農林業用道路	8.9km	7,031百万円 2,394百万円
	林地転換	1.3ha	2百万円 -
	鳥獣害防止施設	17.0km	42百万円 -
	小 計		9,391百万円 2,609百万円
総事業費	12,000百万円		



平成19年度新規地区採択チェックリスト（独立行政法人緑資源機構
特定中山間保全整備事業）

（都道府県名：島根県）（区域名：邑智西部）

1．必須事項（農業部門）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	☐
5．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項（農業部門）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	農地の適正な利用が図られる。 農業の持続的な生産活動の促進が図られる。 農畜産物の輸送コストが相当程度縮減する。	☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 営農支援体制が整備されている。 関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項が確認されている。 地元の事業推進体制が整備されている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 関連する他事業との調整が図られている。 当該事業計画が、関係都道府県や市町村が策定する振興計画等と整合が図られている。 関連する他の事業と有機的に連携し、農畜産物の出荷体制が確立される。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

1. 必須事項（林業部門）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 環境の保全について配慮していること	・ 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること。 ・ 農林道にあっては、当該事業が環境の保全や景観について配慮したものであること。	☐
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 農林道を実施する場合にあっては、上記の他に事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

2. 優先配慮事項（林業部門）

項 目	審 査 の 内 容	判定
1. 事業の目標に関する事項（有効性）	水土保持機能の発揮のための望ましい森林づくりが計画されていること。 関係地域の市町村森林整備計画との整合性が図られていること。	☐ ☐
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	森林整備、林業生産活動の対象となる森林があること。 通勤時間や集運材コストの低減が図られること。 流通・加工施設への安定的な木材の供給が確保されること。 地域における山村集落の生活基盤として重要であること。 地域防災上の効果が見込まれること。 都市部の住民に森林とのふれあいの機会を提供するなど、森林の総合利用を促進する効果があること。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容に関する事項	効率的・効果的な計画となっていること。 森林の多面的な機能の発揮に配慮した計画となっていること。 適地適木，適期作業等自然的条件に適合していること。 間伐材等の積極的な活用が図られていること。 関連する他事業との調整が図られていること。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	起点、終点および路線計画は妥当であること。 路線の規格、規模が適正であること。 コスト縮減の取組がなされていること。	☐ ☐ ☐

注）評価項目を満たしている場合は、□の中に「○」を記入。

2. 優先配慮事項（林業部門）

項 目	審 査 の 内 容	判定
2. 事業内容に関する事項	防災施設、交通安全施設の整備により、通行の安全が確保されていること。	☐
	国有林、道路関係部局等との調整が図られていること。	☐
3. 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	過去に渇水被害が発生したダム，集落等の水源森林地帯であること。	☐
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	地元の要望が高く、合意形成がなされていること。	☐
	農林道を中心とした林内路網整備の取組がなされていること。	☐
	周辺の森林は手入れの必要なものが大半を占めること。	☐
	移管後の適切な維持管理のための体制が整っていること。	☐
	早期完成、効果発現のための取組がなされていること。	☐
	高性能林業機械を中心とした作業システムの確立に取り組んでいること。	☐

注）評価項目を満たしている場合は、□の中に「○」を記入。